第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　（略）

２・３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　（略）

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで
漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月までの漁獲実績の値

②　（略）

③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める漁獲実績の値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の漁獲実績の値を平均した値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が１以上の場合当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の漁獲実績の値を平均した値に当該特異率を乗じて得た値

イ　（略）

④　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで
漁獲可能期間の開始日から基準日までの漁獲実績の値

⑤　（略）

⑶　（略）

第７　都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

１　都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第２項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第３項に定める方法により、次の⑴から⑸までに掲げる事項について報告するものとする。

⑴～⑶　（略）

⑷　採捕に係るまさば及びごまさば対馬暖流系群を陸揚げした日

⑸　その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば及びごまさば対馬暖流系群について２つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

２　（略）

第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

⑵　（略）

２・３　（略）

４　国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の⑴から⑶までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

⑴　（略）

⑵　期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

①　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで　実績値

②　（略）

③　基準日の属する月の翌月　次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値

ア　特異率（当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去５年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位３年間の平均の漁獲実績の値で除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。）が１以上の場合当該基準日の属する月の翌月の過去５年間の漁獲実績の値のうち上位３年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ　（略）

④　当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで　実績値

⑤　（略）

⑶　（略）

第７　都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

１　都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第26条第２項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第３項に定める方法により、次の⑴から⑸までに掲げる事項について報告するものとする。

⑴～⑶　（略）

⑷　採捕に係るまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を陸揚げした日

⑸　その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について２つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

２　（略）